入札及び契約に関する留意事項

○ この入札に参加する方は、下記の留意事項を必ずお読みください。
　ただし、「第１　建設工事について」のうち、「２　価格据置型総合評価落札方式について」は、公告において「価格据置型総合評価落札方式」による入札であることが明示されている場合の留意事項です。
○ 不明な点がある場合は、病院事業庁経営課経理・施設グループ（052－954－6308）までお問い合わせください。

記

第１　建設工事について

１ 低入札価格調査制度について

(1)　令和４年５月１日以降に公告又は指名通知を行う案件から、建設工事に係る低入札価格調査制度における「基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定式について、一般管理費等の算入率を55％から68％に、機器単体費の算入率を90．7％から92％にそれぞれ引上げます。（詳細は「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」※を確認してください。※病院事業庁ホームページ「あいちの県立病院」に掲載）。

	基準価格（税抜き）・最低制限価格（税抜き）	
	令和４年４月まで	令和４年５月から
一般土木工事等	直接工事費　×0.97 共通仮設費　×0.9 現場管理費　×0.9 一般管理費等×0.55　の合計	直接工事費　×0.97 共通仮設費　×0.9 現場管理費　×0.9 一般管理費等×**0.68**　の合計
土木関係の 機械設備工事、 電気設備工事、 電気通信工事	機器単体費　×0.907 直接工事費　×0.97 共通仮設費　×0.9 現場管理費　×0.9 一般管理費等×0.55　の合計	機器単体費　×**0.92** 直接工事費　×0.97 共通仮設費　×0.9 現場管理費　×0.9 一般管理費等×**0.68**　の合計
建築工事 建築設備工事	(直接工事費×0.9)×0.97 共通仮設費　×0.9 (直接工事費×0.2 ＋現場管理費）×0.9 一般管理費等×0.55　の合計	(直接工事費×0.9)×0.97 共通仮設費　×0.9 (直接工事費×0.2 ＋現場管理費）×0.9 一般管理費等×**0.68**　の合計

建築関係の 昇降機設備工事等	(直接工事費×0.8)×0.97 共通仮設費　×0.9 (直接工事費×0.2 ＋現場管理費) ×0.9 一般管理費等×0.55	の合計	(直接工事費×0.8×0.97 共通仮設費　×0.9 (直接工事費×0.2 ＋現場管理費) ×0.9 一般管理費等×**0.68**	の合計

（注） 合計に 1 万円未満の端数がある場合は 1 万円未満の端数は切り捨て。

算定式により算出した額が、予定価格（税抜き）の92%を超える場合は92%に相当する額（1万円未満の端数切捨）、また75%を下回る場合には75%に相当する額（1万円未満の端数切上）が、「基準価格」または「最低制限価格」となります。

(2) 総合評価落札方式を採用する工事については、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度を適用します。

(3) 低入札価格制度における失格判断基準の算定式は次のとおりです。入札価格の内訳が次表のどれか一つでも下回った場合は失格となります（設備工事等、他の工種においても同様に判断します。詳細については「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」を確認してください。）。

	失格判断基準
一般土木工事等	直接工事費　×0.9　又は　共通仮設費　×0.8　又は 現場管理費　×0.8　又は　一般管理費等　×0.3
土木関係の 機械設備工事、 電気設備工事、 電気通信工事	(機器単体費　×0.81　＋　直接工事費　×0.9)又は 共通仮設費　×0.8　又は　現場管理費　×0.8　又は 一般管理費等　×0.3
建築工事 建築設備工事	直接工事費×0.9×0.9　又は　共通仮設費×0.8　又は (直接工事費×0.1+現場管理費)×0.8　又は　一般管理費×0.3
建築関係の 昇降機設備工事等	直接工事費×0.8×0.9　又は　共通仮設費×0.8　又は (直接工事費×0.2+現場管理費)×0.8　又は　一般管理費×0.3

（注） 工事の失格判断基準は税抜きで判断

（注）「直接工事費×0.9」に 1 万円未満の端数がある場合は 1 万円未満の端数は切り捨て。
「共通仮設費×0.8」、「現場管理費×0.8」、「一般管理費等×0.3」も同様

(4) 低入札価格調査に際し、落札候補者が作成する調査資料の記載事項として、次の2点についても説明を求めます。

① 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく基本方針では、ダンピング受注は、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがあるとされていることから、入札価格において適正な利潤が確保できるとする理由

② 過去の建設局、都市・交通局又は建築局の低入札価格調査を経て契約した工事において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領による安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故又は工事関係者事故を要件とする指名停止を受けた経歴（平成 18 年度以降）がある場合は、同様な事故の再発防止に向け安全管理面で配慮している点

２ 価格据置型総合評価落札方式について

予定価格3億円以上WTO適用基準額（30.2 億円）未満の土木系設備工事（機械設備、電気設備及び電気通信工事）については、総合評価落札方式において価格据置型を適用していません。

(1) 価格据置型総合評価落札方式は、据置価格を下回る入札については、入札価格にかえて据置価格（税抜き）を代入して評価値を算出し、評価値が最も高い入札参加者と契約する方式です。

(2) 据置価格は「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」第３条に定める基準価格とします（WTO 案件の土木系設備工事については、据置価格を失格判断基準相当額とします。）。例えば一般土木工事の場合は次の算定式により得られる額（（ ）内の合計に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て）です。

（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68）×1.10

その他の工種については、「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」※を確認してください。 ※病院事業庁ホームページ「あいちの県立病院」に掲載

なお、基準価格の算定範囲は、予定価格の７５％～９２％の範囲です。

(3) 据置価格（税抜き）を下回る入札をした参加者が落札候補者となった場合は、「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」により調査を実施します。

(4) 据置価格（税抜き）を下回る入札をした参加者が低入札価格調査を経て落札者となった場合は、入札価格が契約金額となります。

３ 建設業者の社会保険等未加入対策の強化について

(1) 社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。

ただし、請負者が未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情を有すると県が認める場合は、当該未加入建設業者を一次

下請契約の相手方とすることができます。

この場合、当該未加入建設業者は未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類を１か月以内に、請負者を通じて発注者へ提出しなければなりません。

(2) 社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請人とすることはできません。

ただし、請負者が未加入建設業者を二次以下の下請人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情を有すると県が認める場合、又は、請負者が当該未加入建設業者に対して社会保険等に加入するように指導を行い、当該業者が社会保険等に関する届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類が１か月以内に、請負者を通じて発注者へ提出された場合を除きます。

(3) 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出をしていない建設業者をいいます（社会保険等が適用除外となる建設業者は、そもそも加入義務がないことから今回の対策の対象とはなりません。）。

(4) (1)に違反した場合は、請負者に対して、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る最終請負代金の額の１０%を制裁金として請求します。

また、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づき、請負者を指名停止を行います。

一次下請業者に関しては、建設業担当部局である愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課へ、社会保険等未加入建設業者である旨の報告をします。

(5) (2)に違反した場合は、二次以下の下請負人に関しては、建設業担当部局である愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課へ報告をします。

(6) 法定福利費を内訳明示した「請負代金内訳書」の提出について

社会保険等への加入を一層進展していくため、必要な法定福利費（現場労働者に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料の事業主負担分）が、工事ごとの請負代金の中で適切に確保される必要があります。

そのため、令和３年４月１日以降に入札公告・指名通知等を行う案件から、契約後に「法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書」の提出が必要となりました。

また、令和４年５月１日以降に入札公告・指名通知等を行う案件から、発注者は法定福利費概算額の公表及び明示された法定福利費の妥当性の確認を行います。

詳細は、以下の Web ページをご確認ください。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/doboku-houteihukuri.html

４ 契約約款について

契約約款については、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局のものを準用しています。

詳細は、以下の Web ページをご確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/yakkan.html

５ 入札時における工事費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」により、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務付けられましたので、工事費内訳書が提出されない入札や工事費内訳書の記載内容に不備がある入札は、原則として、無効となります。

【 記載内容に不備がある場合の例 】
- 提出者名の誤記、未記入
- 工事件名の誤記、未記入
- 内訳書内の著しい計算誤り
- 入札金額と内訳書の工事価格との著しい相違
- 端数処理に起因する、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致
- 複数欄の記入漏れによる、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致

また、令和７年１２月１２日に施行された改正入札契約適正化法により、入札金額の内訳として、「**材料費、労務費**及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（**建退共制度の掛金、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費**）」を記載しなければならないこととされました。

そのため、**令和８年２月１６日以降に入札公告・指名通知を行う案件から、工事費内訳書の様式に上記の５項目を追加しておりますので、入札の際には必ず記載**するようにしてください。

詳細は、以下の Web ページをご確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/roumuhi-uchiwakesho.html

６ あいち電子調達共同システム（CALS/EC）について

(1) ウィルス対策について
① システムの利用にあたり、コンピュータウィルスに感染しないよう必ずウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。
② ウィルス対策用のアプリケーションソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、ファイル送信する場合には必ずウィルス感染チェックを行ってください。

(2) 添付資料アプリケーション等

① システムの添付機能を利用して電子ファイル等を提出する場合は、ファイル容量は1MB 以内とします。

② 添付する資料の作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとします。ただし、別途指定がある場合は、その定めに従ってください。

アプリケーション名	ファイル形式
Word（Microsoft Corp.）	DOCX 形式（Word2007 以上）
Excel(Microsoft Corp.)	XLSX 形式（Excel2007 以上）
その他	PDF 形式 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（ ZIP 又は CAB 形式、ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）

（注） あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約を遵守すること。

7 総合評価落札方式の入札執行調書の公表方法について

各発注機関の窓口において閲覧に供している総合評価落札方式の入札執行調書について、令和8年4月1日以降に落札決定する案件から、入札情報サービスの「入札結果」画面に掲載します。なお、当面の間は窓口での公表も継続します。

第2 設計・測量・建設コンサルタント等の業務委託について

1 低入札価格調査制度について

(1) 業務委託に係る低入札価格制度における「基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」の算定式は次のとおりです。

業種区分	基準価格（税抜き）・最低制限価格（税抜き） ①＋②＋③＋④				失格判断基準 （税抜き） ①＋②＋③＋ 「左の④を置換えた額」
	①	②	③	④	
測量業務	直接測量費の額			諸経費 ×60%	諸経費 ×50%
建設コンサルタント等業務（建築）	直接人件費	特別経費	諸経費 ×60%	技術料等経費 ×90%	技術料等経費 ×60%
建設コンサルタント等業務（土木）	直接原価	その他原価 ×90%		一般管理費等 ×70%	一般管理費等 ×50%
地質調査	直接調査費	間接調査費 ×90%	地質調査業務費（解析） ×80%	諸経費（一般） ×50%	同左
補償関係コンサルタント業務	直接原価	その他原価 ×90%		一般管理費等 ×70%	一般管理費等 ×50%

（注） ①から④合計に1万円未満の端数がある場合は1万円未満の端数は切り捨て。

（注） 地質調査業務は、調査基準価格と失格判断基準が同額となりますので、調査基準価格を下回ると失格になります。

その他の業務については、（詳細は「愛知県病院事業庁低入札価格調査等実施要領」※を確認してください。※病院事業庁ホームページ「あいちの県立病院」に掲載）。

算定式により算出した額が、予定価格（税抜き）の92%を超える場合は92%に相当する額（1万円未満の端数切捨）、また75%を下回る場合には75%に相当する額（1万円未満の端数切上）が、「基準価格」または「最低制限価格」となります。

(2) 低入札価格調査制度における基準価格（税抜き）及び失格判断基準（税抜き）は、所定の算定式により得られた価格の1万円未満の端数を切り捨てます。

(3) 最低制限価格(税抜き)についても、基準価格と同様に1万円未満の端数を切り捨てます。

2 契約約款について

契約約款については、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局のものを準用しています。

詳細は、以下の Web ページをご確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/yakkan.html

3 入札時における委託費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法)」により、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務付けられましたので、業務委託においても同様に、委託費内訳書が提出されない入札や委託費内訳書の記載内容に不備がある入札は、原則として、無効とします。

【 記載内容に不備がある場合の例 】
- 提出者名の誤記、未記入
- 委託件名の誤記、未記入
- 内訳書内の著しい計算誤り
- 入札金額と内訳書の委託価格との著しい相違
- 端数処理に起因する、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致
- 複数欄の記入漏れによる、入札金額と内訳金額の積上げとの不一致

4 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)について

(1) ウィルス対策について

① システムの利用にあたり、コンピュータウィルスに感染しないよう必ずウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。
② ウィルス対策用のアプリケーションソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、ファイル送信する場合には必ずウィルス感染チェックを行ってください。

(2) 添付資料アプリケーション等

① システムの添付機能を利用して電子ファイル等を提出する場合は、ファイル容量は1MB 以内とします。

② 添付する資料の作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとします。ただし、別途指定がある場合は、その定めに従ってください。

アプリケーション名	ファイル形式
Word（Microsoft Corp.）	DOCX 形式（Word2007 以上）
Excel(Microsoft Corp.)	XLSX 形式（Excel2007 以上）
その他	PDF 形式 画像ファイル（JPEG、TIFF 又は GIF 形式） 圧縮ファイル（ ZIP 又は CAB 形式、ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）

（注） あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約を遵守すること。

主任(監理)技術者の「兼務届（予定）」の提出について

技術者の専任を要する工事で、**配置予定の技術者を他の工事又は営業所技術者と兼務する予定がある場合は、一般競争入札においては事後審査に必要な資料として提出する際、指名競争入札においては入札書提出の際、次の「兼務届（予定）」のうち該当する様式をあわせて提出してください。 また、各届出において添付を求める書類もあわせて提出してください。**

様式は、建設総務課の Web ページからダウンロードしてください。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/yoshiki.html

【兼務届（予定）の各様式】

- **主任技術者等兼務届（予定） 建設業法第２６条第３項第１号関係**
- 監理技術者兼務届（予定） 建設業法第２６条第３項第２号関係
- **主任技術者等兼務届（予定） 建設業法第２６条の５関係**
- 主任技術者兼務届（予定） 建設業法施行令第２７条第２項関係

※配置技術者の専任要件の考え方については、建設局土木部建設企画課の Web ページを参照してください。
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html

１ 趣旨

「兼務届（予定）」は、主任技術者又は監理技術者の兼務予定について確認するため、事前に報告をお願いするものです。

※ 兼務の予定がない場合、あるいは兼務させる双方の工事がともに専任を要しない工事である場合は、提出の必要はありません。

※ 契約後に改めて「主任技術者兼務届」、「主任技術者等兼務届」又は「監理技術者兼務届」の提出が必要となります。

２ 提出方法

(1) 一般競争入札の場合

事後審査に必要な書類として提出期間内に提出してください。

(2) 指名競争入札の場合

電子入札システム（CALS／EC）による入札書提出の際に、別に添付をお願いしている**工事費内訳書と合わせて、「内訳書追加」機能により送信**してください。

※「内訳書追加」機能では、複数のファイルを添付することができないため、工事費内訳書と兼務届（予定）（※参考図面を含む。）をフォルダにまとめて保存し、**フォルダ名を「内訳書（＋兼務届）」としたうえで、zip 形式に圧縮して一つの添付ファイルとして送信**してください。（圧縮フォルダの容量が１ＭＢを超える場合は、参考図面を別途紙で提出してください。）

＜その他＞

病院事業庁発注工事とそれ以外の発注機関の工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、各発注機関に事前にお問い合わせください。

また、技術者制度全般に係る問合せについては、次の連絡先にご連絡ください。

〇病院事業庁

担当　経営課経理・施設グループ

電話　052-954-6308（ダイヤルイン）